指定に係る有効期間の定めに関する運用について

秋田県健康福祉部長寿社会課

令和元年１１月１１日作成

厳しい介護人材不足の中、国会等でも介護保険事業所の事務負担・文書量の大幅な削減が強く求められております。また、行政においても、行政手続きの簡素化、コスト削減が求められているところであります。

そのため、指定に係る有効期間の定めに関する運用について、次のとおりとします。

１　同一事業所において、次に掲げる組み合わせのサービスの指定を受けており、かつ指定の有効期限が異なっている場合に、それらの指定の有効期限をあわせて更新することとします。ただし、それぞれのサービスの指定権者が異なる場合はこの限りではありません。

（１）指定訪問介護と第１号訪問事業のうち従前の介護予防訪問介護に相当するもの

（２）指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護

（３）指定訪問看護と指定介護予防訪問看護

（４）指定訪問リハビリテーションと指定介護予防訪問リハビリテーション

（５）指定居宅療養管理指導と指定介護予防居宅療養管理指導

（６）指定通所介護と第１号通所事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの

（７）指定通所リハビリテーションと指定介護予防通所リハビリテーション

（８）指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護

（９）指定短期入所療養介護と指定介護予防短期入所療養介護

（１０）指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護

（１１）指定福祉用具貸与と指定介護予防福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売と指定特定介護予防福祉用具販売

（１２）指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護

（１３）指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護

（１４）指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護

（１５）指定地域密着型通所介護と第１号通所事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの

２　１で掲げる組み合わせのサービスのうち、最も早く有効期限を迎えるサービスについて指定更新の手続きを行う際、他のサービスについても指定更新の手続き行います。したがって、この場合は他のサービスについては、指定の更新を６年未満で行うことになります。

３　同一事業所において、１で掲げる組み合わせ以外のサービスの指定を受けている場合は、それらのサービスについては必ずしも指定の有効期限をあわせて更新する必要はありません。しかし、当該事業所がそれらのサービスの指定の有効期限をあわせて更新することを望む場合は、それを妨げないこととします。

この運用は、令和２年４月１日以降に指定有効期限を迎える事業所から適用することとします。

指定更新事務の運用について、１から３に加えて、各介護保険者が独自に運用ルールを定めている可能性があります。指定更新事務について御不明な点があれば、所管の各指定権者にお問い合わせください。